

岩手県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成20年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大槌町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画公園事業4・4・2号寺野公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成13年4月24日から平成25年3月31日まで